

四日市市告示第 549 号

四日市市電気バス導入促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 5 年 11 月 1 日

四日市市長 森 智広

四日市市電気バス導入促進事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、市内において電気バスの導入を行う事業者に対し、導入に要する経費の一部を補助することにより、公共交通における移動の脱炭素化を図り、地球温暖化対策の推進及びゼロカーボンシティの構築に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、以下に定めるところによる。

- (1) 電気バス 搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用せず、搭載された電池に外部から充電する機能を備える自動車であって、乗車定員 11 人以上のものをいう。
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (3) 路線バス 法第 3 条第 1 号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業であって、運行の様子が道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 3 条の 3 第 1 号に定める路線定期運行であるものをいう。
- (4) 国補助事業 国が実施する事業であって、市長が別に定めるものとする。

(補助対象事業者)

第 3 条 補助の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 市内に事業所を設置しているものであって、一般乗合旅客自動車運送事業者であること。
- (2) 本市に納税義務のある市税に滞納がないこと。
- (3) 次条に掲げる補助対象自動車について、本市が実施する他の補助金の交付決定を受けていないこと。

(補助対象自動車)

第4条 補助の対象となる自動車（以下「補助対象自動車」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 大型車（車両の長さ9メートル以上又は旅客席数50人以上の車両）の電気バスであること。
- (2) 補助金の交付を受けようとする年度に補助対象事業者を所有者として初度登録する見込みの自動車であること。
- (3) 自動車検査証記録事項における使用の本拠の位置が、初度登録時から四日市市内とする見込みの自動車であること。
- (4) 初度登録された日において、国補助事業の交付が見込まれる自動車であること。
（補助対象事業、補助対象経費及び補助金額）

第5条 補助対象事業、補助対象経費及び補助金額は、予算の範囲内において別表のとおりとする。ただし、別表の補助金額と補助対象経費に対する国補助事業等の交付金額を合わせた金額が補助対象経費を超える場合は、補助対象経費から補助対象経費に対する国補助事業等の交付金額を減じた額を補助金額とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、補助対象自動車が初度登録される前及び補助対象経費の支払いに着手する前までに、四日市市電気バス導入促進事業補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。なお、原則として、国補助事業に係る申請等を行ったのちに交付申請を行うこと。

（交付決定）

第7条 市長は、前条の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査、必要に応じて行う調査等により、予算の範囲内において、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付の決定を行い、申請者に対して、四日市市電気バス導入促進事業補助金交付決定通知書（第2号様式）によりその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際して、必要に応じ、条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定により不交付となった申請者に対して、四日市市電気バス導入促進事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（計画変更）

第8条 前条第1項による通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助対象事業の内容、経費の配分その他の事項の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、あらかじめ四日市市電気バス導入促進事業補助金変更承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、承認

を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、補助金額に変更がなく補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象経費における 20 パーセント以内の変更をいう。

3 市長は、第 1 項の変更承認申請書の提出があったときは、変更内容を審査し、前条第 1 項の規定による決定を変更することができる。

(変更決定)

第 9 条 市長は、前条第 3 項の規定により当該補助金の変更を承認したときは、四日市市電気バス導入促進事業補助金変更決定通知書(第 5 号様式)により補助決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第 10 条 補助決定者は、補助対象事業が完了したとき(補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助対象事業の完了の日から 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、四日市市電気バス導入促進事業補助金実績報告書(第 6 号様式)に必要な書類を添付してを市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第 11 条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査、必要に応じて行う調査等により、適当と認めたときは、交付する補助金の額を確定し、四日市市電気バス導入促進事業補助金交付確定通知書(第 7 号様式)により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 12 条 補助決定者は、前条の規定により通知を受けたときは、速やかに四日市市電気バス導入促進事業補助金交付請求書(第 8 号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の書類が提出されたときは、必要な審査を行い、適当と認められるときは補助決定者に対し補助金を交付するものとする。

(管理)

第 13 条 補助決定者は、補助対象事業により取得し、又は効用が増加した資産(以下「取得財産等」という。)について、補助対象事業が完了した後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

(処分の制限)

第 14 条 補助決定者は、補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後 5 年以内に、

取得財産等を処分（補助金交付の目的に反する使用、売却、譲渡、交換、貸与、担保、廃棄又は自動車検査証記録事項の「使用の本拠の位置」が市外となった場合をいう。以下同じ。）しようとするときは、あらかじめ四日市市電気バス導入促進事業補助金財産処分承認申請書（第9号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の書類が提出されたときは、必要な審査を行い、適当と認めるときは、四日市市電気バス導入促進事業補助金財産処分承認通知書（第10号様式）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他の不正手段により、補助金の交付の決定を受けた場合
- (2) 補助金を他の用途へ使用した場合
- (3) 補助金の交付の決定に付した条件に違反した場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この要綱に違反したと認められる場合

（協力）

第16条 市長は、補助決定者に対し、次の各号に掲げる事項について協力を求めることができる。この場合において、決定者はこの求めに応じなければならない。

- (1) 使用状況の調査
- (2) その他市が協力依頼する事項

（書類の整備）

第17条 補助決定者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年間、保管しておかなければならない。

（補助金の評価）

第18条 市長は、補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

2 市長は、前項による検証の結果、必要と認めたときは、要綱の改正又は廃止その他の適切な措置を講じるものとする。

（雑則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り効力を失う。

(環境部環境政策課)

別表（第5条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金額
<p>補助対象事業者が、補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後5年以上、市内の路線を主たる経路として路線バス運行に供するために実施する補助対象自動車の購入</p>	<p>補助対象自動車本体の購入費 ※消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費から除く。</p>	<p>1台あたり 1,500千円</p>

（あて先）

四日市市長

住 所

事 業 者 名

代 表 者 氏 名

四日市市電気バス導入促進事業補助金交付申請書

四日市市電気バス導入促進事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 導入台数	台	
2 補助金交付申請額	金	円
3 添付書類	(1) 事業計画書(第1号様式 別紙) (2) 見積書(補助対象経費が分かるもの)の写し (3) 仕様書、カタログ等(購入する電気バスが分かるもの) (4) 国補助事業の交付決定通知書の写し ※申請時において国補助事業の交付決定を受けていない場合は、申請内容が分かる書類(国への補助金交付申請書等)の写しを添付し、交付決定通知書(国補助事業)の写しは実績報告時に添付すること。 (5) 一般乗合旅客自動車運送事業の許可書の写し (6) 市税完納証明書(発行日から3か月以内のもの) (7) その他市長が必要と認める書類	
4 担当者連絡先 (通知文書等送付先)	住所	
	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	

第 1 号様式 別紙（第 6 条関係）

事業計画書

路線バス運行事業者名		
導入予定の路線（系統）		
導入する電気バス	メーカー	
	車名	
	型式	
	旅客席数	
	車両長さ	
	台数	
使用の本拠の位置（予定）	四日市市	
事業完了（予定）日 ※導入する電気バスの初度登録日（予定）を記入	年	月 日
路線バスへの導入予定日	年	月 日
補助対象経費	円 (円／台)	
国補助事業の交付決定額 ※国補助事業の交付決定前の場合は当該交付申請額を記入	円 (円／台)	
国補助事業以外に受ける予定の補助金	補助金名称	
	補助金予定額	円 (円／台)
補助金交付申請額	円	

第 号
年 月 日

様

四日市市長

四日市市電気バス導入促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった四日市市電気バス導入促進事業補助金については、下記のとおり決定したので、四日市市電気バス導入促進事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項に基づき通知します。

記

1 補助事業名

2 補助金交付金額 金 円

3 補助金交付の条件

- (1) 四日市市補助金交付規則及び四日市市電気バス導入促進事業補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) 補助対象自動車は、善良な管理者の注意をもって、補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後 5 年以上、市内の路線を主たる経路として路線バス運行に供するために使用し、適正に管理すること。
- (3) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後 5 年間保存すること。
- (4) この補助金の交付についての市の立入検査及び監査に応じること。

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

四日市市長

四日市市電気バス導入促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった四日市市電気バス導入促進事業補助金については、下記のとおり決定したので、四日市市電気バス導入促進事業補助金交付要綱第7条第3項に基づき通知します。

記

1 不交付決定の理由

（あて先）

四日市市長

住 所

事 業 者 名

代 表 者 氏 名

四日市市電気バス導入促進事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった四日市市電気バス導入促進事業について計画の変更をしたいので、四日市市電気バス導入促進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業名

2 補助金変更申請額 金 円

3 変更の内容（以下から選択）

補助対象経費の額の変更

事業内容の変更

事業の中止（廃止）

その他（ ）

4 変更内容及び理由

（注）変更の内容については、変更前と変更後を比較できるよう表で示すとともに、変更内容が確認できる書類を添付すること。

第 号
年 月 日

様

四日市市長

四日市市電気バス導入促進事業補助金変更決定通知書

年 月 日付けで提出のあった四日市市電気バス導入促進事業の計画変更を承認したので、四日市市電気バス導入促進事業補助金交付要綱第 9 条に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助金変更決定額 金 円
- 3 計画変更の内容

（あて先）

四日市市長

住 所

事 業 者 名

代 表 者 氏 名

四日市市電気バス導入促進事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった四日市市電気バス導入促進事業を完了したので、四日市市電気バス導入促進事業補助金交付要綱第 10 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業名		
2 導入台数	台	
3 補助金実績報告額	金	円
4 添付書類	(1) 事業報告書(第6号様式 別紙) (2) 補助対象経費に係る請求書の写し (3) 補助対象経費の支払いを証する書類の写し、補助対象経費の支払いが担保された契約の締結を証する書類の写し又はその両方 (4) 補助対象自動車の自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項の写し (5) 導入状況がわかる書類(写真等) (6) 補助対象自動車を導入する路線が分かる書類 (7) その他市長が必要と認める書類	
5 担当者連絡先 (通知文書等送付先)	住所	
	所属・役職	
	氏名	
	電話番号	

第 6 号様式 別紙（第 10 条関係）

事業報告書

		申請時	変更箇所 (申請時と変わらない 項目は空欄とすること)
路線バス運行事業者名			
導入路線(系統)			
導入した 電気バス	メーカー		
	車名		
	型式		
	旅客席数		
	車両長さ		
	台数		
使用の本拠の位置		四日市市	四日市市
事業完了日		年 月 日	年 月 日
路線バスへの導入日 ※実績報告時に定まっていない 場合は現時点の予定日を記入		年 月 日	年 月 日
補助対象経費		円 (円/台)	円 (円/台)
国補助事業の交付確定額 ※国補助事業の額の確定前 の場合は当該交付決定額を記入		円 (円/台)	円 (円/台)
国補助事業 以外に受け た補助金	補助金名称		
	補助金額	円 (円/台)	円 (円/台)
補助金実績報告額			

第 7 号様式（第 11 条関係）

第 号
年 月 日

様

四日市市長

四日市市電気バス導入促進事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった四日市市電気バス導入促進事業補助金については、下記のとおり確定したので、四日市市電気バス導入促進事業補助金交付要綱第 11 条に基づき通知します。

記

1 補助事業名

2 確定補助金の額 金 円

（あて先）

四日市市長

住 所

事 業 者 名

代 表 者 氏 名

四日市市電気バス導入促進事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定通知のあった四日市市電気バス導入促進事業補助金について、四日市市電気バス導入促進事業補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 補助事業名

2 補助金額 金 円

3 補助金の振込先

金融機関名		支店名	
預金種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

（あて先）

四日市市長

住 所

事 業 者 名

代 表 者 氏 名

四日市市電気バス導入促進事業補助金財産処分承認申請書

四日市市電気バス導入促進事業補助金交付要綱第 14 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり財産処分の承認を申請します。

記

1 補助事業名

2 処分の方法

該当する項目を○で囲んでください。

売却 ・ 譲渡 ・ 交換 ・ 貸与 ・ 担保 ・ 廃棄 ・ その他

（その他の理由）

3 処分の内容及び理由

4 処分の時期

年 月 日から（ 年 月 日まで）

5 収益額（処分により収益があった場合は、その額を記載してください。）

第 号
年 月 日

様

四日市市長

四日市市電気バス導入促進事業補助金財産処分承認通知書

年 月 日付けで提出のあった財産処分承認申請については、四日市市電気バス導入促進事業補助金交付要綱第 14 条第 2 項に基づき、下記のとおり承認します。

記

1 補助事業名

2 処分の方法

3 処分の内容及び理由

4 処分の時期

年 月 日から（ 年 月 日まで）

5 条件